

新たなたたかいへ

三池大災害原告団

第16回定期総会開く

前年の定期総会から一年二カ月ぶり、和解後初めての総会は十二月六日午前十時から大牟田市労働福祉会館で開かれました。

開会後、組合を代表して田口書記長、来賓の細谷代議士などのあいさつをうけたあと、小川原告団団長があいさつ、さらに弁護団を代表して本多弁護士が裁判闘争、和解問題にふれながらあいさつしました。

議事では、①原告団の意義、②原告団の目標、③裁判闘争の経過と今後のとりくみ(十一・九裁判、今後の原告団運動、九・二八裁判)、④協定改定闘争の経過と対資本闘争、⑤具体的とりくみ(五項目)が提案され承認決定。さらに会計報告、監査報告も承認されました。

また、基金設立についても討論のあと提案が承認され、新しい役員を決定しました。

大会宣言

十一・九裁判の和解交渉は、第八次石炭政策の客申を理由に会社管理化提案を強行し、石炭情勢のきびきを最大限に利用して、自主責任の回避に終始してきました。国内炭鉱とりつづきの政策が確定する同時に会社は労働者の首を定めて進めませんでした。



あらたなたたかいへ意思統一し、基金設立を決めた
原告団定期総会 (12月6日)

会社の最終案は、私たちがとうてい容認できるものではなく、やむを得ず裁判長に『斡旋』を要請し、裁判長からの『和解勧告案』によって、提訴以来十四年のたたかいの結果としては、不満ではあるが七月十二日、『勧告案』の受諾を臨時総会で決定しました。

七月二十日、裁判所において『和解』が成立しましたが、和解案項を要する『CO遺族協定』の改定闘争では、石炭政策を盾に会社の姿勢は非常に固く、今後のたたかいが容易でないことを示し、『仕切り直し』で来年に継続することになりました。

新しい役員

団 長	小川 紘志 (11・9)	池田 トミ ()
副 団 長	溝口 生松 (遺族会)	芝尾マサ子 (家族会)
久保 時枝 (家族会)	堀田 京子 ()	
緒方 正人 (11・9)	目崎 幸子 ()	
事務局長	藤田幸次郎 (9・28)	藤井サユミ ()
事務次長	永江美由紀 (遺族会)	白木 光雄 (11・9)
斎藤 清子 (家族会)	江藤 啓治 ()	
宮脇 好光 (11・9)	松岡 聖 ()	
末石 勝之 (9・28)	林田 繁行 ()	
加藤 秀雄 (11・9)	田中 始 ()	
沼田スエ子 (遺族会)	大野 源六 (9・28)	
会計監査	沼田スエ子 (遺族会)	北原 勉 ()
監事	島田 澄子 (遺族会)	松本 太 ()

敬 弔

沼田百全さん(11・9災害遺族六十歳) 荒尾市民病院で加療中でしたが、十二月十七日午前三時五十九分逝去されました。つしんでおくやみを申しあげ

三池のたたかいとCO闘争

(一)

三池CO裁判
弁護団団長 佐伯 静 治

はじめに

三池の皆さん、明けましておめでとうございます。

昨年は十五年にわたったCO裁判闘争が裁判所での和解成立によって、一応の終結をみました。しかし、これからはCO闘争は十月の協定改定交渉にみられるようにきびしいものと思われまふ。皆さんの変わらぬ

三池のたたかい

私をはじめ三池の土を踏んだのは一九五三年の六月、炭婦協成闘争の最中でした。ストライキが台所から崩れないように、炭婦協成の結成をよびかけていました。三池でもそれに応じて炭婦協成の結成をはじめたのでした。会社はそれに對抗して、女性に男性から自主的であるべきであるから、主婦は組合のつくる炭婦協に参加すべきでないとか、社内での教育活動は禁止

基金設立について

昭和三十八年十一月九日に発生した三池炭じん爆発による大災害は、三井資本が三十五年に強行した人員整理による大合理化の結果、保安が軽視され、増産体制の中で引き起こされた人命無視の大災害でありました。三池労組は、災害撲滅の立場から会社に対する責任追及、被災者の生活補償、完全治療などのたたかいを進める中で、CO遺族協定や弔慰金の引き上げ、さらにCO特別立法の制定、労災法の一部改正など苦しいたたかいを続けてきました。

一方、たたかいを強化するため昭和四十八年五月、福岡地裁に損害賠償を請求して提訴し、以来十四年間裁判闘争の勝利に向けて、組合員とその家族、退職者をはじめ全国の働く仲間の暖かい支援に支えられ、CO闘争の運動と財政を維持してきました。その結果、今日までの長いたたかいを続けてこられたことを、決して忘れることはできません。

三池労組は、今回の和解成立を契機にして、今後とも私たちの運動を継承する意味において、現在たたかわれている全国の労災・職業病などの裁判闘争を支援し、労災法の抜本的改正を目指さなければなりません。

原告団の定期総会で基金制度について決定され、遺族と患者(等級別)それぞれから昨年十二年と本年八月の和解金支払いから拠出されることになりました。同時に非提訴者からも拠出をいただくことになっています。この拠出金に三池労組の拠出

金を加えて基金が確定しますが、拠出金、管理や運営については現在成案中です。

できるだけ早い時期に三池労組の委員会に提起することにしており、同委員会の決定を経て正式に基金制度が発足することになります。

基金に加えて基金が確定しますが、拠出金、管理や運営については現在成案中です。

できるだけ早い時期に三池労組の委員会に提起することにしており、同委員会の決定を経て正式に基金制度が発足することになります。

今後のとりくみ

基金に加えて基金が確定しますが、拠出金、管理や運営については現在成案中です。

できるだけ早い時期に三池労組の委員会に提起することにしており、同委員会の決定を経て正式に基金制度が発足することになります。

基金に加えて基金が確定しますが、拠出金、管理や運営については現在成案中です。

できるだけ早い時期に三池労組の委員会に提起することにしており、同委員会の決定を経て正式に基金制度が発足することになります。